

著作物の保護期間と利用の仕方

【物語編】

カフェスペース

涼太がPCを操作しながら考え込んだり、メモしたりしている。

そこに香澄と葵がやってくる。

香澄「あれ、涼太先輩。何してるんですか？」

涼太「ちょっと先生に頼まれてさ、オープンキャンパス用に学科紹介動画を作る準備してるんだよ。」

～先生に依頼される際の回想シーン～

内田先生のいる場所に涼太が歩み寄る。

涼太、ちょっと緊張した表情。

涼太「先生、お呼びですか？」

内田先生「ああ、田村くん。わざわざすまないわね。呼んだのは他でもない、この前の授業で田村くんの作った動画のこと。すごく分かりやすく、みんなからの評価もとても良かったのよ。」

涼太、ホッとして。

涼太「ありがとうございます。」

内田先生「実は今度のオープンキャンパスで、高校生向けに学科紹介動画を作ることになってね、その動画を田村くんに作ってもらえないかな。学生目線の方が、高校生に興味を持ってもらえるものになると思うの、どう？」

少し困った顔の涼太。

内田先生、軽めで。

内田先生「お礼もちゃんと支払うから、なんとかお願いできないかな。」

涼太「は、はい。僕で力になるようでしたら・・・」

内田先生「ありがとう！　じゃあ、早速なんだけど・・・」

内田先生と涼太、打ち合わせに入る。

～回想シーン終わり～

涼太「ということがあってさ・・・」

葵、思い出したように

葵「ああ、オープンキャンパスですか。私も高校生の時にここのキャンパスに来ました。進路を決める参考になったなあ。」

涼太「もちろん、内容の指示はあるんだ。ただ、その中身は授業資料の抜粋が殆どでね。著作権の関係で、そのまま見せてはダメな内容もあるらしいんだ。」

香澄「なるほど、著作権か～。確かに授業では、色々と著作物が使いやすくなっているって言いますよね。権利の制限でしたっけ。高校生にとっては授業じゃないから、利用の仕方が変わっちゃいますよね。」

涼太、苦笑いしながら。

涼太「そうなんだよ。思ったよりも大変でさ・・・でも、進路の参考になるものだから、ちゃんとしてなくちゃいけないよねえ。先生から気軽に頼まれたんだけど、これがなかなか大変でさ。そういえば、葵はイラスト描くの得意だったよね？ ちょっと協力してくれない？」

葵「いいですよ～。何をどんな感じで描けばいいんですか？」

香澄「先輩、よかったら私も協力しますよ。」

涼太、ふたりを拝みながら。

涼太「ふたりとも、ありがとう。助かるよ～。じゃあ、今から説明したいんだけど、時間あるかな？」

3人で打ち合わせ（話し合い）を始める状態で終わる。

【解説編】

天の声「皆さん、頑張っていますね。涼太くん、先生から資料に関する説明はありましたか？」

涼太「はい。資料として色々な写真やイラスト、新聞記事などがあって、それらが先生のオリジナルか、他者のものかに分類したリストをいただきました。他の人の著作物には注意するようにとのことでした。」

天の声「他者の著作物を使う際は、原則として著作権者から許諾を受けることが必要です。ただし、ある条件の下では許諾を受けずに使ってよい場合があります。今回の場合、先生の著作物以外にどのような種類のものがあるのか、具体的に見ていきましょう。」

一同、頷きながら。

香澄「手伝う私たちもちゃんと理解しておかなきゃね！」

葵「実は私、著作権ってよく分かってないから助かる〜。」

天の声「まずはパブリックドメインの話から始めましょう。涼太くん、パブリックドメインとは何か、分かりますか？」

涼太「はい。誰でも自由に使える著作物です。」

天の声「そうですね。正確には、著作物だけではなく特許などの知的財産権も含まれます。いずれにせよ権利が発生していない、あるいは権利が消滅したものは、自由に利用することができます。」

葵、混乱した表情で。

葵「え。権利が発生していない？ 消滅？ ってどういうことですか。」

天の声「複雑になりますので、ここでは著作権だけに焦点をあてて説明しましょう。著作権は、著作者が創作した時点で自動的に発生します。そして保護期間が終わると誰もが使っても良い著作物となります。これは著作権法が、著作者の権利の保護と著作物の公正な利用とのバランスをとって、文化の発展へ寄与することを目的としているからなのです。保護期間は著作物の種類にもよりますが、現在は概ね、著作者の死後70年となっています。」

葵「70年！？ ながっ！！」

香澄「確かに、長いですね。でも、その保護期間が終わると権利が消滅して、自由に使えるということですね？」

天の声「そうです。ただし、著作者の死後であっても、著作物を公衆に提供、提示する場合は、著作者人格権を侵害するような使い方は認められません。その点は注意してください。さて、今回の資料の中で保護期間を満了しているものは、特に問題なくオープンキャンパスで使えます。」

涼太、PCを操作しながら。

涼太「はい・・・なので、このあたりの資料は問題なし、と。」

葵、まだ得心がいかず。

葵「あの～、ちょっとすみません。権利の消滅はわかりました。でも、権利が発生していない著作物って、どういうものがあるんですか？」

天の声「例えば、憲法や法令、裁判所の判決などは、著作権や著作者人格権の対象とはなりません。これは、国などがその内容を広く知らしめることを目的とするものだからです。また、保護期間内であっても、権利が消滅する例としては、著作権者が権利を放棄し、パブリックドメインを宣言した場合があります。」

葵、納得して。

葵「そういうことなのね～。保護期間内でも、著作権者が宣言すればオッケーってことですね。」

天の声「はい。但し、単に著作物を自由に使っていいよ、というだけでは著作権を放棄したことにはなりませんので、十分に注意してください。フリー素材なども同様です。著作権者が認める利用範囲を確認し、それを守る必要があります。」

香澄、頷きながら。

香澄「使っていいよ、は確かに利用許諾ですもんね。権利放棄と勘違いしないようにします。」

涼太「他には・・・先生のリストには、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する著作物もありました。」

天の声「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは、予め、著作権者が利用範囲の意思表示を行うために、決められたマークを付与することで利用許諾をする形態の一つで、最近は結構見かけるようになってきましたね。著作権者側がコンテンツとともに提示するため、認められた利用範囲内でユーザーが活用できることがメリットです。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは、表示、非営利、改変禁止、継承、といった種類があり、これらのマークを組み合わせることで意思表示をします。」

涼太「全てのコンテンツに、こういったマークがついてると著作物を利用しやすく助かるんだけだなあ。」

天の声「はい。まだ道半ばですが、今後は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのように著作権者側が何らかの意思表示を行い、著作物の利用促進をしていく形が望ましいですね。

さて、涼太くん、先生のリストでまだ残っているものがあると思いますが、それらの扱いはどうするつもりですか？」

涼太、PCで確認しながら。

涼太「えーと、あと少しですね。そのうちの新聞記事については、引用で大丈夫かな、と思っています。」

天の声「そうですね。別の機会に詳しく説明しますが、引用の条件を満たしている場合には、著作権の権利制限規定のもとで利用可能です。」

涼太「あとの残りは、先生が授業に限って個別に許諾をとっていたものなので、オープンキャンパス用にそのまま使うことは諦めました。代わりに、自分で写真を撮ったり、イラストを描いたりして対応しようと思っています。」

葵「ああ、それで私の出番ってわけですねー。じゃあ、特別にパブリックドメインでいいですよ！」

香澄「先輩、私は美味しいスイーツでいいですよ。報酬出るんですよね？」

涼太「そこ覚えてたかっ。しっかりしてんなあ〜。」

一同、笑顔。